

ビザ延長手続きの変更についてのご案内 (初回延長時のARP登録について)

2026年8月31日

フィリピン入国管理局（Bureau of Immigration）の運用変更に伴い、現地でビザ延長手続きが一部変更となりましたのでご案内申し上げます。

■ 対象

30日以上フィリピンに滞在し、現地でビザ延長手続きを行うすべての学生様

■ 変更内容

開始日：2026年8月3日（月）より

現地でビザ延長を行う場合、初回の延長手続きの際に、学生本人がイミグレーションへ出向き、ARP（顔写真の撮影および指紋登録）手続きを行うことが必須となりました。

対象となる学生様には、当校スタッフがイミグレーションまで同行し、手続きをサポートいたします。なお、本手続きに伴う同行サポート費、追加の申請費用は、当面の間は当校で負担いたします。（今後変更の可能性あり）

ARP手続きはイミグレーションの指定スケジュールに従って実施されるため、手続きに伴う授業の欠席については補講の対象外となります。あらかじめご了承ください。

運用開始直後のため、確認に時間を要し、ご案内が遅くなりましたことをお詫び申し上げます。今後も手続き内容や運用が変更となる可能性があります。最新情報が入り次第、改めてご案内いたします。

すでにご入学されていて、今回対象となる学生様にはこちらから個別にご案内を差し上げておりますが、今後ご渡航予定で、現地でビザ延長を行う学生様へは、本変更内容について事前にご案内いただきますようお願いいたします。